

## 旧軍用地の転用と戦災復興公園との関係について

正会員 ○今村 洋一\*  
同 西村 幸夫\*\*

軍用地	転用	戦災復興
公園	緑地	国有財産

## 1. はじめに

「世界の公園緑地政策の潮流」の一つとして、「都市機能の更新過程で都心に如何に豊かな公共空間としての緑地を生み出していくか」という課題があると言われている<sup>(1)</sup>。これに対し、空中権の移転等、新たな都市計画的手法の導入が望まれる一方で、庁舎や宿舎の統合移転などにより生まれる遊休国公有地を活用することも必要であろう。

そもそも我が国の戦後の公園緑地政策は、終戦によって遊休国有地化した旧軍用地を戦災復興公園として計画決定することから出発した。1945年12月30日の閣議決定「戦災地復興計画基本方針」では、市街地面積の10%以上を緑地として整備することとされたが、復興土地区画整理事業では、これだけの用地を捻出できない。そこで、戦災復興院は旧軍用地に着目し、1946年5月30日に各地方長官宛に通牒「軍用跡地ヲ都市計画緑地ニ決定スルノ件」を発し、「大都市デハ市域ノ外周略々十糠、中小都市デハ同ジク六糠ノ範囲内ニアル旧演習場、練兵場ナドデ、建築物ノ少ナイ軍用跡地ハ、此ノ際都市計画緑地ニ決定シテオク」よう指示した<sup>(2)</sup>。さらに、戦災復興院は大蔵省に働きかけ、1948年制定の新「国有財産法」第22条に、旧軍用地を含む普通財産を公共団体が公園緑地として利用する場合に、無償貸付を受けることができる条項が盛り込まれた。

こういった通牒や法整備を受け、各戦災都市では、旧軍用地が公園緑地として計画決定され、無償貸付を受けた上で整備されたはずであるが、これについて実証的な研究はなされていない。そこで本研究では、陸軍師団の設置されていた都市で、且つ戦災都市の指定を受けた都市を対象として、旧軍用地と戦災復興公園計画の関係と、その後の経過を明らかにしていく。

## 2. 対象と方法

終戦に伴い、全国で約3,276km<sup>2</sup>もの旧軍用地が、大蔵省に引き継がれた<sup>(3)</sup>。特に、都市部において多くの旧軍用地を保有していたのが陸軍の師団司令部の設置されていた14都市である<sup>(4)</sup>。この中で、戦災都市の指定を受けた都市は9都市あったが、占領軍による接收が長期化した東京を除く8都市を対象とした。

8都市に存在した旧軍用地の特定にあたっては、主に1930年前後に発行された都市地図及び地形図を用いた。

さらに、市史や戦争遺跡関連の文献から断片的に確認できたものを米軍撮影航空写真や終戦前後の地形図で推定する作業を行って補足した。

各都市の戦災復興公園計画については、建設省編「戦災復興誌」の各巻を参照した。

## 3. 師団の設置されていた戦災都市8都市における考察

## (1) 戦災復興公園計画の旧軍用地への依存

考察対象とした8

表1 戦災復興公園の決定状況(ha)

都市名	当初計画*		うち旧軍用地を含む公園		
	箇所数	面積	箇所数	面積*	割合
仙台	13	51.6	4	41.0	79.4%
名古屋	33	1,066.2	3	283.7	26.6%
大阪	112	824.0	1	164.5	20.0%
広島	35	167.6	5	104.8	62.5%
熊本	2	142.3	2	142.3	100.0%
姫路	26	467.8	4	302.1	64.6%
久留米	15	38.5	1	18.6	48.2%
宇都宮	3	62.6	0	0.0	0.0%
合計	239	2,820.6	20	1,056.9	37.5%

\*1 公園、緑地、墓苑を含む（但し、緑地地域は除く）。

\*2 旧軍用地以外の区域を含む場合あり（表2参照）。

地に計画決定されたもの<sup>(5)</sup>であった（表1）。前述した戦災復興院の通牒に従い、多くの旧軍用地が公園緑地として決定されたことが窺える。

旧軍用地を含む公園の計画面積の割合をみると、宇都宮は例外として、仙台、広島、熊本、姫路、久留米といった中都市で非常に高い。例えば、8都市の中で最も旧軍用地を含む公園の計画面積が大きい姫路では、旧軍用地を積極的に公園として位置づけることとし<sup>(6)</sup>、市内4箇所の旧軍用地をすべて公園として計画決定した。また、名古屋、大阪のような大都市の場合、決定した公園の総計画面積が大きいため、旧軍用地を含む公園の計画面積の割合は20%台と相対的に低いが、絶対的な計画面積では姫路に続き2番目、3番目の大きさであった。

## (2) 旧軍用地に計画された基幹的公園

各都市の戦災復興公園の計画面積をみると、当該都市で最大か2番目に相当する規模を有する基幹的公園として決定されたのは、殆どが旧軍用地であった（表2）。特に、城郭部にあった師団司令部や各種連隊等の兵営、陸軍病院、練兵場など、様々な旧軍用地が、まとめて城址公園として計画決定された場合が多い（仙台総合運動場、名城公園、大阪城公園、中央公園、千葉城緑地、姫路公園）。一方、宮城野原運動公園（追加決定）、東公園、渡鹿緑地、城北公園、久留米中央公園のように、城址以外

の旧軍用地（各種連隊等の兵営と練兵場が主体）にも基幹的公園が計画決定された場合もあった。

### (3) 旧軍用地に計画された公園の縮小・廃止

仙台、名古屋、大阪、広島において、旧軍用地を含む公園の追加決定が行われた一方で、大幅な規模縮小や廃止が相次いだ（表2）。この理由としては、市街地の復興と拡大に伴い増大した学校や病院などの都市施設需要に対し、公園計画の縮小・廃止で用地と財源の確保が図られたこと<sup>⑦</sup>、公園計画地であった旧軍用地における農地や応急簡易住宅などの一時使用が恒常化<sup>⑧</sup>して、公園計画の縮小・廃止が余儀なくされたこと、の2点が挙げられる。

### (4) 無償貸付を受けての公園整備

このように縮小・廃止された公園もあったが、それでも多くは国の無償貸付を受け、基幹的公園や地区公園として整備された。しかし、一方で公共団体がこの規定に

依存しそうとの指摘があり、「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」（1972年）答申を受け、無償貸付は面積の1/2まで縮小された（残りは買い取り）。これは、公園緑地行政にとって非情な決定であったが、裏を返せば、国有財産法第22条の規定が、公園緑地の整備に大きな成果を挙げていたという証左であった。

### 4.まとめ

計画面積に占める割合の大きさ、基幹的公園としての位置づけから、旧軍用地には、戦災復興公園計画における重要な役割が認められる。また、縮小・廃止されたものもあったが、多くは実現して都市部における貴重なオーブンスペースとなっており、現在の住環境に対する貢献も大きい。そして、これは戦災復興院が旧軍用地を緑地として決定するよう指示したこと、国有財産法で公園緑地を無償貸付の対象としたことの成果であった。

### 戦災復興という都市機能の更新過程

において、旧軍用地を積極的にオーブンスペースとして活用していくように、市街地縮小時代を迎えるにあたり、遊休国公有地・民有地を積極的にオーブンスペースとして活用することで、豊かな人間的空間の創出に貢献できると考えている。

#### 【補注】

- (1)石川幹子「都市における公園緑地政策の変遷」(p.40、『建設月報』49巻11号、1996年)
- (2)通牒が出されるまでの頃末は、越澤明「復興計画」(pp.186-190、中公新書、2005年)に詳しい。
- (3)大蔵省財政室編「昭和財政史—終戦から講和まで—第19巻(統計)」(p.338、東洋経済新報社、1978年)
- (4)松山薰「近代日本における軍事施設の立地に関する考察」(pp.163-164、『東北公益文科大学総合研究論集』1号、2001年)によれば、旧軍用地の件数、面積は師団司令部の有無によって大きな格差があるという。
- (5)勾当台公園、西町公園（以上、仙台）、名城公園、東墓苑（以上、名古屋）、港公園（広島）、名古山公園（姫路）の6箇所は旧軍用地以外の区域も含んでいますが、面積の集計は公園計画区域全体で行っている。
- (6)建設省編「戦災復興誌 第9巻」(p.244、都市計画協会、1960年)によれば、「公園、運動場、公園道路、その他の緑地は、土地利用計画及び土地の状況に応じ適宜に配置し、～略～既往所在の軍用地は一応これに包含させる」とした。
- (7)例えば名古屋の千種公園が1954年に縮小されるにあたっては、「千種公園は軍用跡地であり旧施設も残存するので、公園として適当な地域ができる丈確保し、而して附近に病院、学校等の適当な用地がないので旧施設利用とともにこれに充て、計画公園より削除する」という理由が添えられている。
- (8)「軍用跡地ヲ都市計画緑地ニ決定スルノ件」では、「暫定的ニ農園ヤ仮設建築物敷地ナドトシテ利用スルコトハ認メテ」いたが、「緑地計画年表」(p.160、『都市計画』176号、1992年)によれば、自作農創設特別措置法に基づき、計画決定された公園区域約735haが既設農地として買取され、名城公園、中央公園では応急簡易住宅が公営住宅へと継承されるなど、暫定では済まなかった。

表2 旧軍用地を含む戦災復興公園一覧

都市名	名称	計画区域に含まれる旧軍用地	計画年	面積 (ha)	備考
仙台	仙台総合運動場 <sup>①</sup>	追廻練兵場	1946	22.1	1958年に42.4haに拡張
	川内公園	工兵第2連隊	1946	0.5	仙台総合運動場に統合
	勾当台公園	仙台陸軍病院	1946	6.1	1954年に4.5haに縮小、旧軍用地以外含む
	西町公園	偕行社	1946	12.2	1954年に11.4haに縮小、旧軍用地以外含む
	宮城野原運動公園 <sup>②</sup>	宮城野原練兵場	1951	23.2	
	中江公園*	中江住宅（造兵廠工員住宅）	1956	0.2	
	中江地区公園*	中江住宅（造兵廠工員住宅）	1958	0.1	
	中江西公園*	中江住宅（造兵廠工員住宅）	1958	0.1	
名古屋	名城公園 <sup>②</sup>	第3師団司令部、歩兵第6連隊、野砲兵第3連隊、輜重兵第3連隊、名古屋陸軍病院、北練兵場、東練兵場ほか	1947	130.0	1958年に80.0haに縮小、旧軍用地以外含む
	千種公園	名古屋造兵廠千種製造所、名古屋兵器補給廠	1947	39.6	1954年に5.8haに縮小
	東墓苑	猫ヶ洞演習場・射撃場	1947	114.1	1958年に146.5haに拡張、旧軍用地以外含む
	新出来公園*	名古屋陸軍墓地	1954	0.6	
大阪	大阪城公園 <sup>①</sup>	第4師団司令部、大阪造兵廠、大阪兵器支廠、大阪陸軍刑務所、城南砲撃場ほか	1947	164.5	
	真田山公園*	騎兵第4連隊跡	1954	5.3	
	天保山公園*	大阪陸軍糧秣支廠	1952	1.9	
広島	中央公園 <sup>①</sup>	第5師団司令部、野砲兵第5連隊、輜重兵第5連隊、広島陸軍病院、西練兵場ほか	1946	70.5	1956年に44.1haに縮小
	東練兵場		1946	20.0	1952年に17.8haに縮小
	白島公園	工兵第5連隊	1946	5.4	1952年に1.5haに縮小
	港公園	宇品軍隊集合所	1946	5.0	宇品地区の中心的公園、旧軍用地以外含む
	江波公園	江波町射撃場	1946	4.0	
	江波皿山公園*	江波町射撃場	1952	4.6	
	比治山下公園*	亀島作業場	1952	1.1	
	比治山公園*	広島陸軍墓地	1952	29.3	旧軍用地以外含む
	測崎公園*	淵崎軍用地	1952	4.0	
熊本	千葉城緑地 <sup>①</sup>	第6師団司令部、輜重兵第6連隊、熊本陸軍予備士官学校、熊本陸軍病院、熊本兵器支廠ほか	1946	76.1	熊本城公園（56.3ha）へ変更
	渡鹿緑地 <sup>②</sup>	渡鹿練兵場、歩兵第13連隊	1946	66.2	渡鹿公園（1.3ha）へ変更
	姫路公園 <sup>①</sup>	第10師団司令部、歩兵第39連隊、姫路兵器支廠、姫路陸軍病院、姫山練兵場、城南練兵場ほか	1946	123.7	1958年に59.7haに縮小
姫路	城北公園 <sup>②</sup>	騎兵第10連隊、野砲兵第10連隊、輜重兵第10連隊、城北練兵場	1946	85.6	
	名古山公園	高岡射撃場、姫路陸軍墓地	1946	29.3	1952年に名古山墓地（21.3ha）へ変更、旧軍用地以外含む
	白浜新聞公園	大阪造兵廠白浜製造所	1946	63.5	高浜公園と合わせて浜手緑地へ変更
	久留米中央公園 <sup>①</sup>	第12師団司令部、偕行社、被服庫、久留米兵器支廠	1948	18.6	唯一の大公園として計画決定

\*1 線掛けは、廃止されて整備されなかつた公園。

\*2 名称欄の右肩に■印のあるものは城址公園、★印のあるものは追加決定された公園。

\*3 名称欄の①②は、当該都市の戦災復興公園の中で、最も規模の大きい公園を①、次に大きい公園を②として示したもの。